

令和 3 年第 3 回臨時会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：令和 3 年 7 月 1 6 日（金）

場所：大曲庁舎 議会応接室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 令和３年７月１６日（金曜日） 午前１０時１９分～午前１０時３１分

会 場： 大仙市役所 ３階 議会応接室

出席委員（６人）

委員長	後 藤 健	副委員長	挽 野 利 恵
委 員	佐 藤 文 子	委 員	小 松 栄 治
委 員	渡 邊 秀 俊	委 員	金 谷 道 男

欠席委員（１人）

委 員 古 谷 武 美

遅刻委員（０人）

説明のため出席した者

【市民部】

部長：和田義基

市民課長：高橋直美

議会事務局職員出席者

事務局主任 藤澤正信

審議案件

第１ 議案第６９号 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

午前１０時１９分 開会

○委員長（後藤健） おはようございます。

委員各位及び職員の皆さまには、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

欠席の届け出が、1番、古谷武美委員から出されておりますのでご報告いたします。

審査に当たっては、お手元の審査日程表のとおり審査を行います。

なお、正確な会議録作成のため、発言の際はマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（後藤健） 審査に入る前に、当局から挨拶をいただきます。

和田市民部長、お願いいたします。

○市民部長（和田義基） おはようございます。委員の皆さまにおかれましては、ご多忙のところ、本委員会を開催いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より市民部の事務事業に対しまして、ご指導ご鞭撻を賜り、ありがとうございます。

さて、本日の委員会におきまして、ご審議をお願いいたします市民部の案件は、条例案1件で、大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、先の通常国会で可決・成立した、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による、いわゆるマイナンバー法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、この後、市民課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（後藤健） はい、ありがとうございました。

それではこれより、当委員会に付託された事件について審査をいたします。説明は座ったままで結構です。

○委員長（後藤健） それでは、議案第69号、大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。高橋市民課長。

○市民課長（高橋直美） 市民課長の高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、本日同席しております市民課職員をご紹介します。市民班の佐藤主幹です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第69号、大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー１の議案書、１ページと２ページをお願いいたします。また、条例の新旧対照表を市民課資料として添付しておりますので、併せてご覧願います。

本改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和３年５月１９日に公布され、その中で「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆるマイナンバー法が改正されたことに伴い改正するものであります。

内容といたしましては、マイナンバーカードの再交付手数料につきましては、市の手数料として徴収しておりますが、マイナンバー法の改正により、マイナンバーカードを発行している地方公共団体情報システム機構が、マイナンバーカードの発行主体であることが法律において明確化され、手数料については当該機構が定めるものと規定されました。これに伴いまして、本市の手数料条例で定めておりますマイナンバーカードの再交付手数料を廃止するものであります。

また、同法の改正により、関連する個人情報保護条例におきましても、法律の規定を引用する条文において、条項ずれの整理が必要となりましたので、併せて改正させていただくもので、令和３年９月１日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 市が行った、これまで再発行というふうなものが、実例があったのかということと、それから今度、機構の方で、全部再発行手続きをやるわけですがけれども、いずれ子どもさんが成長して５年後とか、発行をまたすることになるんですけれども、そういう際の本人への連絡だとか、写真撮ったりだとかって、これまで市が補助をしてきたことなんては、ダイレクトに機構の方で全部進めるものなのか、ちょっと教えてください。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○市民課長（高橋直美） 佐藤委員の質問にお答えいたします。

まず、再発行・再交付がどのくらいあったのかという実績でございますけれども、再発行につきましては、令和２年度の実績で、全体で１９３件ございまして、そのうち、有料で発行しているものが５４件ございました。有料で発行しているというものについて、紛失とか、自己都合で再発行するときはお金をいただいておりますけれども、例え

ば、マイナンバーカードの表面に記載事項の変更欄ありますけれども、名前が変わったりとか、住所が変わったりですとか、あと、先ほどおっしゃいました、子どもさんですと5年で更新になりますので、そういった場合は無料で再発行、再交付しておりますので。そういったことで、全体は193件ありまして、そのうち有料が54件という実績となっております。

あと、事務的な内容でございますけれども、事務の内容はこれまでと変更はございません。今後は、地方公共団体システム機構との契約に基づきまして、手数料の徴収事務を受託するような形で行うということになります。

以上です。

○委員（佐藤文子） 分かりました。

○委員長（後藤健） よろしいですか。はい、金谷委員。

○委員（金谷道男） せば今、実際は市役所の窓口で、お金を収受することだけでも、それはいわゆる歳計外で処理するごどになるんでしょうか。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○市民課長（高橋直美） そちらの手数料の徴収事務につきましては、今までは市の歳入ということで、手数料として入っておりましたけれども、これからは歳計外の方に、いったん入りまして、こちらの方で実績が固まりましたら請求されて、その分をそのまま振り込むという形になります。地方公共団体情報システム機構の方に、請求に基づいて支払うといいますか、振り込むような形になります。

○委員長（後藤健） はい、どうぞ。

○委員（金谷道男） せば、その際には、市の方に事務手数料みだんだ受託料っていうのが、市さ入るってごど。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○市民課長（高橋直美） そちらにつきましては、協定の内容で無償ということになっておりますけれども、ただし、そちらの方のお金に関するものにつきましては、マイナンバーカードの事務費交付金と、あと普通交付税の方で調整されまして、振込手数料につきましても、そちらの方で調整されるような仕組みになっておりまして、何ら市から持ち出すものはございません。

（追って発言の申し出あり。）

○委員長（後藤健） はい、部長。

○市民部長（和田義基） ちょっと補足させていただきますけれども、事務費交付金という形の国庫補助金ですけれども、今までも、800円の再交付の手数料もらったときには、交付金についての実績に対して、その点、差し引かれて交付になってるということ

なので、実質のこの再交付手数料がなくなるというのも、その分は交付金で補填される形なので、損得はないことになります。

○委員長（後藤健） はい。

○委員（金谷道男） せば、事務手数料は、その機構からもらえるというふうに考えれば良いごどだな。

○委員長（後藤健） はい、部長。

○市民部長（和田義基） そういうことでございます。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。他に質疑のある方、よろしいですか。はい、渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） あの、この手数料の８００円ってやづはよ、こういうカードが何かで、今までで１番高いんでねが、８００円っていう金額は。んであの、デジタル化すればよ、こういう手数料がもっと安くなるおんで、これらがデジタル化されで、手数料、どんどん上がるっていう可能性ねべな。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○市民課長（高橋直美） 手数料の金額につきましては国で決められたもので、高いかどうかというのを一概には言われませんが、いずれ令和５年にはスマートフォンの中にもマイナンバーカードの機能が入るという法改正がございますので、またちょっと流れも変わってくるのかなと思っております。

○委員長（後藤健） はい、渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） 俺は、こういう手続きが簡単になれば、もっと手数料安くなるんでねがなごど。だんだしに高くなるっていうやづは、ちょっとうまぐないと思うので、そごら辺を上の方さ伝えでよ、こういう意見もあったってごど、手数料おが高ぐすなごどだ。

（答弁なし）

○委員長（後藤健） はい、他に質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午前１０時３１分 閉会

委員会条例第２９条第１項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 後 藤 健